

# 進めます。行財政改革

## 「第1次大綱」で一定の成果

安曇野市は平成18年に「安曇野市行財政改革大綱（第1次）」（以下、第1次大綱）を策定し、市民との協働による市政の推進・健全な財政基盤の確立・職員の定員適正化などの行財政改革に取り組みました。

具体的な成果としては、市民活動の拠点となる市民活動センターを設置したことや、平成17年度から5年間で職員数が91人削減されたことなどが挙げられます。

## 取り組みの継続・発展「第2次大綱」

第1次大綱の計画年度が昨年度で終了し、平成22年度から5年間の行財政改革の指針となる「第2次安曇野市行財政改革大綱」（以下、第2次大綱）と実施計画をこの度策定しました。

本市を取り巻く状況は、少子高齢化による人口減少や行政ニーズの多様化など、大きく変化しており、このような状況下での行政経営は、時代の大きな変化やそのスピードに柔軟に対応できるシステムへの転換と、将来を見据えた行財政改革の継続的な取り組みが求められています。

今回の大綱は、「市民の視点に立ち、行政経営の向上を目指す」を基本理念とし、これまでの行財政改革の取り組みを継続・発展させるものです。この実現により、将来にわたり自立できる足腰の強い自治体、新たな行政ニーズに迅速かつ的確に対応できる自治体を目指します。

## 行財政改革の体系

### 基本理念

市民の視点に立ち、行政経営の向上を目指す

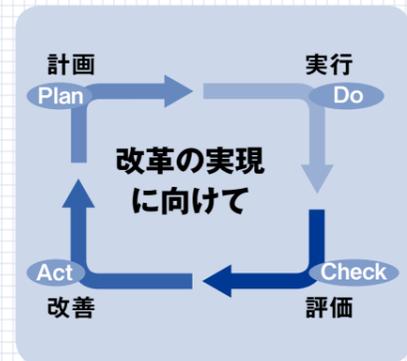
### 3つの基本方針

- 市民とともに進める行政経営の実現
- 簡素で効率的な行政経営の実現
- 市民満足度の高い行政サービスの実現

### 5つの重点項目

- 市民との協働体制推進
- 本庁組織と総合支所機能の見直しと組織体制の確立
- 業務の効率化
- 公的施設の効果的利用
- 健全な財政基盤の確立

### PDCAによる進捗管理



## 具体的な取り組み (抜粋)

第2次安曇野市行財政大綱は、各総合支所地域支援課で閲覧できます。また、市のホームページにも掲載しています。

### 公的施設の効果的利用



**市** 低・未利用財産の整理処分、有効活用

所有の未利用地や不用となった土地の売却・貸し付けなどを引き続き推進し、財源の確保、維持管理に係る経費・業務の削減を図ります。

### 市民との協働体制推進



**市** 非営利公益市民活動の促進

民活動センターの設置と運営により、市民間、NPOと市民、ボランティアとNPO等多様な交流を実現し、協働のまちづくりを推進します。

### 本庁機能と総合支所機能の見直しと組織体制の確立



**市** 本庁・総合支所の総合的な見直し

民ニーズに柔軟に対応し、かつ機動的・効率的な組織の構築を目指します。合併効果を高め、行政改革をさらに推し進める観点から、本庁と総合支所の役割分担の総点検を行い、本庁舎建設計画に合わせ、簡素で効率的な組織機構の確立を図ります。

### 業務の効率化



**行** 行政評価の活用

政資源（人・もの・カネ・情報）の選択的・集中的な配分を実現するため、平成19年度から構築を進めてきた行政評価（事務事業評価・施策評価）について引き続き取り組みを進め、評価結果を実施計画と予算に確実に反映し、総合計画に掲げた施策の具現化と新たな行政経営システムの確立を目指します。

### 健全な財政基盤の確立

**健全財政の堅持**

**平** 成19年6月22日に成立した「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により定められた、新たな指標に沿った健全化を堅持します。実質公債費比率<sup>※1</sup>：15%以下  
将来負担比率<sup>※2</sup>：70%以下

**収税等収納率の向上**

**税** 負担の公平性と自主財源を確保する観点から、年間計画と収納対策計画により、計画的にきざんとした態度で滞納整理を進め、収納率の向上を図ります。目標収納率 現年分：98・26%、滞納繰越分：18%

**公共施設の土地賃借基準の見直し**

**公** 共施設敷地の借地部分の賃借契約については、旧町村における契約を引き継いでいる場合も多く、また、単価の算出方法も異なっています。そこで、これらの見直しを行い、土地賃借契約基準の統一を図ります。

**適正な定員管理の実施**

**本** 庁舎建設計画に伴う本庁と総合支所の役割分担の総点検と簡素で効率的な組織機構の検討と並行し、本庁舎建設後の組織体制を考慮した新たな定員適正化計画を策定し、これに基づく管理を行います。

※1 借入金（公債費）の返済額やこれに準じるものの額の大きさを指標化し財政負担の程度を示すもので、この割合が18%以上になると地方債の借入れに許可を要するようになります。また、財政健全化法による健全化判断比率は、早期健全化基準を25%とし、財政再生基準を35%と定め、この基準を超えた場合はそれぞれの健全化計画を策定することとなります。（H20年度：15.0%）  
 ※2 地方公共団体の一般会計の借入金（公債費）や公営企業会計を含む地方公共団体の全会計で、将来支払っていく可能性のある負担等の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものです。財政健全化法による健全化判断比率は、早期健全化基準を350%とし、この基準を超えた場合は健全化計画を策定することとなります。（H20年度：63.7%）